

国連「障害者に関する世界行動計画」と 「障害者の10年」決議の経緯とわが国の対応

小島 蓉子

はじめに

1983年、世界は国際障害者年⁽¹⁾から2年目のポスト国際障害者年を迎えた。わが国のテレビのブラウン管からはトランザムの歌声は消え、引きしめ福祉予算は、安上りでは達成できない障害者の福祉にとってきわめて多難を予想される1983年である。だがこの年こそ、祭りの域を脱して、本格的な障害者福祉を展開させるわが国の福祉の本音と真価が問われるものと考えられる。

折しも去る1982年12月3日、国連第37回総会は、国連のポスト障害者年、今後10年の運動のガイドラインとも言うべき「障害者に関する世界行動計画」を採択したのである。本稿は世界行動計画を成立させたその背景と、またそれに対するわが国の対応状況について考察し、今後のわが国の課題を考察しようとするものである。

第1章 障害者に関する世界行動計画とその成立の背景

「障害者に関する世界行動計画」とは、どのようなものであるかを、まず考えてみることにする。第37回国連総会は、1981年の国際障害者年の成果の恒常的維持を目指して3ケ年にわたって検討されてきた「障害者に関する世界行動計画」を1982年12月3日の総会の席上で採用するとともに、本計画の実施にあたって「国連障害者の10年」(1983年～1992年)の決定その他、世界行動計画のフォローアップ対策を盛り込んだ決議をも採択したのであった。⁽²⁾

「障害者に関する世界行動計画」(以下、世界

行動計画という)は、障害者の「完全参加と平等」という国連の提唱した国際障害者年の目標を、実際に、かつ効果的に推進するにはいかにすべきかと、国連総会が設定した国際障害者年諮問委員会(以下、諮問委員という)に具体案作りを諮問したところから提案された一連の計画案である。⁽³⁾このたび、国連総会によって決議された世界行動計画は、世界の専門家からなる諮問委員会が障害者の「参加と平等」の実現のために提示した今後の施策のガイドラインであり、また世界の障害者福祉に対する総意を反映したものであるとすることができる。

さて世界行動計画はどのような経過で形成されてきたのであろうか。国連はすでに1970年に「精神薄弱者の権利宣言」を、1975年に「障害者の権利宣言」を採択し、1976年に1981年を国際障害者年とすることを決定を行ない、1977年の国連総会は

「国際障害者年の信託基金」を世界の任意拠出で設けることを決定した。⁽⁴⁾さらに1978年総会は「国際障害者年諮問委員会」⁽⁵⁾を設けることを決定した。1979年に第1回の国際障害者年諮問委員会が開催され、1982年7月迄に4回の諮問委員会が世界行動計画の草案を練ってきた。世界行動計画の最終案は1982年6月ウィーンで開催された第4回諮問委員会で起草された。

諮問委員会のメンバー国は、次の通りである：アルジェリア、アルゼンチン、バングラディッシュ、ベルギー、白ロシア、カナダ、東ドイツ、インド、ケニア、リビア、モロッコ、ナイジェリア、オーストリア、フィリピン、スウェーデン、英国及び北

アイルランド、アメリカ、ウルグァイ、ユーゴスラビア、ザイール。これらの20カ国に加えて、わが国は西ドイツ、ソ連などと共にオブザーバー国として、審議に倍席した。

またこの審議には、国際労働機関、ユニセフ、世界保健機関などの他、国際障害者リハビリテーション協会(RI)、障害者インターナショナル(DPI)など15の非政府障害者福祉関連機関の参加が要請された。

1982年7月5日から14日のウィーンにおける第4回国連諮問委員会では、各国から草案に対して投げかけられた意見を中心に、草案が再検討され、修正すべきは修正し、取り入れるべき意見はとり入れて、最終草案が作られた。最終草案にまとめる前に、修正意見そのものが相当、検討された上で取捨選択が行われたためか、最終草案が1982年末の第37回国連総会に持ち込まれると、最終草案への各国の意見表明は本件に関する一般演説の中で行われたにせよ、採決に当っては一語一句の修正もなく、全会一致で投票に付せられることなく採決されたのである。

第2章 世界行動計画の草案に対する

日本政府の修正意見とその処理状況

1. わが国の修正意見と理由とその行方

諮問委員会の審議過程で、「行動計画」への意見具申が加盟各国、関係団体に求められると最も多くの修正意見を出して活発に反応したのは、日頃、公私協力のよく行き届いているスウェーデンで、修正は約20項目に及んでいた。わが国の政府は各省レベルの反応をまとめて修正意見を出したが、それらは専らⅢ章のE、「機会の均等化」政策に関するものに集中していた。⁽⁶⁾

ⅢB国家レベルの1.「決定過程への障害者の参加」については：

93項(旧112)

「加盟各国は、障害者との直接の接触を確立し、それらの組織がかかわりのあるすべての分野の政府の政策及び決定に影響力を行使できる道筋を開いてゆかなければならない。¹⁾加盟各国は、この目的達成のために障害者団体に対して必要な財政的支援を行なわなければならない。」²⁾

日本政府は、1)について「筋道を確立し、それを通して……影響力を行使できるようにしなければならない。」と修正することを、また2)については削助することを提案したが、いずれも採用されず草案どおりとなった。

4の「機会の均等化」(d)教育と訓練、における124項(旧104一部修正)：

「何らかの事情で普通学校教育の施設が障害児³⁾にとって不適切である場合には、これらの児童の教育は適当な期間、特別な施設⁴⁾で行なわれなければならない。この特別な施設での教育は普通学校教育に匹敵するものでなければならず、また普通学校と密接なつながりをもって行うべきである。」

日本政府は、3)を「普通学校で教育を受けることによってより一層の教育効果が期待しうる障害児」と、また4)を「特別な学校及び施設」と修正することを提案した。

その修正理由として、3)はどの障害児でも普通学校教育の中で教育効果を期待しうるとは限らないので、普通学校で教育を受ける心身障害児は、それで教育効果が上るものとの限定をつけるべきであるとの見解をとっているからである。4)については、普通の学校での教育が不適切な児童を、わが国では施設だけが受け入れているのではなく、むしろ、教育上、特別の配慮をほどこした養護学校が全面的に受けもっている事実にかんがみ、「特別な施設」という表現

では適切でないところから、「特別な学校及び施設」と提言したのであろう。こうして普通学校と(福祉)施設の間に介在するわが国で義務化された養護学校の存在意義を世界にも知らしめる努力をしたことは明らかである。

こうした修正の努力をしたにもかかわらず、本件については両方とも採用されなかった。

一方、草案の旧 103 項では、「加盟各国は、障害を持った児童一人ひとりが、普通学校教育の中で確実に教育を受けられるような政策とそれを支えるサービス機構を採用しなければならない。」(点線は筆者による)とされていたのが、最終案では 120 項となり、次のように改められた。

「加盟各国は、障害者が他の人びとと平等な教育の機会をもつ権利を認める政策をとるべきである。障害者の教育はできる限り一般の教育制度の中で行われるべきである。……」

つまり草案では、「普通学校制度の中で確実に教育を受けられるような政策……」としていたのが、最終案では、「できる限り一般の学校制度の中で……」と妥協的ニュアンスに修正されたので、この項目のトーン・ダウンは、明らかにノーマライゼーションの理念からすれば一歩後退の表現と言わねばなるまい。

e) 雇用に関する 129 項(旧 108 一部修正)については：

「加盟各国はさまざまな方策を実施することによって、障害者の一般労働市場への統合を支援することができる。たとえば奨励を目的とした割当雇用制度、指定または職種指定、小規模事業所や協同組合⁵⁾に対する貸付または補助金、独占契約または優先製造権⁶⁾、障害のある労働者を雇用する企業に対する税制上の特典、もしくはその他の技術的あるいは財政的援助などであ

る。加盟各国は障害者が仕事をする上で必要な補装具の開発を支援するとともに、障害者がそれらを手したり援助を得やすくするようにしなければならない。」とあったところ、日本政府は 5) を「事業主等」に修正するとともに、6) を削除するよう提案した。

その理由は、国情により、貸付金の対象は異なるであろうことを考慮に入れつつ、障害者多数雇用を行う事業主を除いた 2 つの種類のみ限定すべきではないと考えたことによる。同 6) を削除しようとした理由は、国が特定業種に独占権を与えるようなことをすれば自由社会では、それが民国の活力を妨げることにもなりかねないという考えによるものであった。

かかる理由からわが国の修正案は出されたが、結局国際世論となることなく、何れも不採用とされた。

しかしながらわが国の修正案がそのまま採用された所もある。それは、最終草案の 130 項、雇用政策についてである。経済体制の異なる世界各国が、国状に応じた施策をもつことができるという柔軟性を国連が認めていることの表明をうながし、その前の項の具体的な施策の提示で自由諸国が縛られないようにしたくだけりである。それは：

「しかしながら、政策とそれを支えるサービス機構は、雇用の機会を限定したり、民間経済部門の活力を妨げてはならない。それとともに、加盟各国がそれぞれの国内事情に応じた様々な方策を講じうるようにしておかなければならない。」と述べている。

更に、132 項(旧 110)について：

「これらのサービスは、職能評価、ガイダンス、職業訓練(ワークショップでの訓練を含む)就職斡旋、ならびにフォローアップを含むもの

でなければならない。特殊なニーズのために、あるいは特に重度の障害のために、一定雇用の需要に応じられない人々に対しては、保護雇用⁷⁾を利用できるようにすべきである。そのような対策には、生産ワークショップ、在宅就労、自営制度、ならびに一般企業内での保護的条件下で就労する小集団の重度障害者雇用などの形態がありうる。」

7)は草案では保護工場となっていたが、それに対して、日本政府は、保護工場という用語を用いると、とられる方策の種類を限定してしまうからとの理由から、「特別の対策」と修正するように提案した。だが、最終案では保護工場が、「保護雇用」という表現に変更されたのみで、日本提案は不採用とされた。

Ⅲ章のE. 監視と評価の項の194項(旧153)に関しては：

草案段階では、「国際レベルにおいても行うべきである。」の後「下記の分野の評価指標は、適当な指針となろう。実施に関する条文を含む新立法、新援助プログラム、プログラムの対象者の増加、関連予算の増額、普通雇用の障害者の増加……」と評価領域を例示していた。

ところがわが国は、障害児の普通学校への道よりも、養護学校就学義務化の水路づけを行って、普通学校通学を制度上の本流からさけて来たので、「普通学校通学障害児の増加」を以て障害児教育の評価基準とすることは不適當と考えたからよろう。そして、障害児の教育で考慮すべきは、障害の種別や程度に応じた教育を養護学校に求めているのだという政府の方針があったことを反映しているように思われる。

だが、結局決定案では、「障害者に関連する状況の評価を定期的実施すべきこと、及び発展状況を測定するための基礎ラインを設定すべ

きことは、不可欠である。世界行動計画を評価する最も重要な基準は、国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」に示される。監視と評価は一定の間隔を置いて国内レベルばかりでなく、地域レベル及び国際レベルにおいても行なうべきである。評価指標は、国連国際経済社会局が加盟各国ならびに関係国連機関及びその他の団体と協議の上、選定しなければならない。」となり、前述のごとく評価領域についての具体的例示はすべて削除され、国連国際経済社会局が各専門機関の判断をとりまとめて評価領域を適宜決めていくものとするということで論議が結着したようである。

以上から明らかなように、わが国の修正提案は諮問委員会の理想案に対して、日本の現状を説明して、クギをさしておく必要性から、その内容に一定の枠をはめる方向をもって理解される。

日本の修正提案は、不採用となったものが少なかった。勿論その背後には、日本がオブザーバー国で発言力が、メンバー国よりは弱いこともあろうが、スエーデンのように事前に障害者国際団体と連絡をとり、国際世論の支持を受けて提出するのは異り、日本の場合は、各省庁の担当課から出されたものを外務省がとりまとめるのみで、強い根をもつ民間機関や障害者団体の意見を反映させていなかった事情も無視できないのではないかと⁽⁷⁾思われる。

2. 第37総会で採択された行動計画の特徴

諮問委員会が起草し、世界各国や公私の専門機関の修正意見のフィードバックもとり入れて、作られた世界行動計画は、1982年12月3日の採択をもって国連の「障害者に関する世界行動計画」(World Programme of Action Concerning Disabled Persons)の本体とな

ったわけである。

草案の時点から、世界行動計画の全体像を概観してみると、これが次の所に特長をもって編み出されたことが明らかとなる。

a. 強調された障害者自身の参加

「障害者に関する世界行動計画」の草案と最終案の全体構成を比較すると（表1参照）第1章の「目的及び概念」、及び第2章の

「現状」ではほとんど変わらず、第3章の

「障害者に関する世界行動計画実施のための行動提案」で両者の構成が大きく変わったことがわかる。つまり、草案では国家レベルとか、国際的活動と同レベルで羅列されていた予防やリハビリテーションなどが国家レベルの項目で整理されている。

そして、草案のⅢのE「機会の均等化」の

表1 「世界行動計画」草案と最終案の枠組構成の比較

草 案	最終案=採択された行動計画
I 目的・背景及び概念	I 目的・背景及び概念
II 現 状	II 現 状
III 障害者に関する世界 行動計画実施のための行動提案	III 障害者に関する世界 行動計画実施のための行動提案
A 序	A 序
B 国家レベル	B 国家レベル
C 予 防	1. 決定過程への障害者の参加
D リハビリテーション	2. 損傷、能力不全、不利の予防
E 機会の均等化	3. リハビリテーション
1. 人 権	4. 機会の均等化
2. 教 育	(a) 法 制
3. 雇 用	(b) 物理的環境
4. 決定過程への障害者の参加	(c) 所得保障と社会保障
5. 社会保障	(d) 教育と訓練
6. 障害者の利用できる物理的環境	(e) 雇 用
7. コミュニティ・アクション	(f) レクリエーション
F 国際的活動	(g) 文 化
G 情報及び大衆の啓発	(h) 宗 教
H 技術及び経済協力	(i) スポーツ
I 調査研究	(j) 自立生活
J 監視と評価	5. コミュニティ・アクション
K 世界行動計画に関する意見聴取	6. 職員の養成
計 160 項目	7. 情報及び大衆の啓発
	C 国際的活動
	1. 全 般
	2. 人 権
	3. 技術及び経済協力
	4. 情報及び大衆の啓発
	D 調査研究
	E 監視と評価
	計 201 項目

(参考：草案の項目で修正されたもの約40ヶ所、カットされた項目もあるが、追加された項目は43ヶ所あって最終的に201項となる)

4番目にあった「決定過程への障害者の参加」が最終案では、B国家レベルの冒頭に昇格して取りあげられている。このことは、いかに障害者自身の参加が、最終の諮問委員会の関心の焦点になってきたかを示すものである。その背景を考えると、修正案提示の段階で、わが国の現実に合せて原案をトーンダウンさせる方向で介入したわが国に対し、それとは対象的に障害者の参加を押し進める方向の修正を出て来たスウェーデンや、東京で国際間の意見とりまとめの国際会議を開催して、ウィーンの第4回諮問委員会に提言を掲げて臨んだ障害者インターナショナル(DPI、代表ヘンリー・エンズ氏)等の声が諮問委員会において担当程度、国際世論の形成に反映したものではないかと考えられる。

b. 議論が多く出て大幅書き替えとなった障害児教育の方針

教育と訓練については、第Ⅱ章の現状の中でも、第Ⅲ章の“世界行動計画の実施のための行動提案”の中でも、ほぼ全面的な書きかえが行われている。これはおそらく、世界各国とも障害児教育にはそれぞれの方針でやって来た長い歴史があるので、担当多数の意見が寄せられたところである。すべての国々の修正提案を受けとめてみると色の混合が灰色になるように、最初起草時にあった理想主義的な文章の格調は切りくずされ、最終案は、一步後退と思われるほどの玉虫色化が余儀なくされるものである。弱められた“教育”関係の表現は世界の関心領域の明暗を物語っているようである。

c. 具体性を増した行動提案

最終案では、国家レベルの項で草案にはなかったレクリエーション、文化、宗教、スポ

ーツならびに自立生活が独立して追加されている。そこに障害者の社会参加について一層きめ細かな配慮がなされたことを読みとることが出来るのである。

第3章 世界行動計画の

内容と強調点

世界各国と公私の関連諸機関の修正意見を取入れて立案され、最終的に第37回国連総会が採択した世界行動計画は各国の事情をすべて満足させたものではないにしても、今世紀における世界の障害者福祉の最小公倍数とも言えるもので、世界の現状分析であると共に、世界の障害者・児福祉思想の到達水準でもある。

行動計画の内容は、3部門から構成され、第1部は目的・背景及び概念として、世界が一つの国際社会問題解決に向ってターゲットをしぼり込んで運動を展開する際の基本的合意事項をおさえている。それらが、A目的、B背景、C定義、D予防、Eリハビリテーション、F機会の均等化、G国連組織に採用された概念、の7節である。

目的においては、世界の障害者施策の目的を“障害者の参加と平等を追究すること”とし、国連運動の背景には5億人の障害者の存在のあることを示し、そして未だ“障害者の大多数が第三世界にあって“終始隔離と屈辱の生活に直面している”という問題を指摘している。一部の人間が慌廃と破綻、貧困、飢え、苦難、病気、そして障害者の多量発生をもたらす戦争の中で苦しんでいること、これらの問題を抑制、防止し、障害者を含めた全人類のために、世界は再起していかなければならないというこの認識が世界の行動計画を作った背景にあったと述べているのである。

Cの定義においては、WHOの損傷(Impa-

irment)、能力不全(Disability)、不利(Handicap)の定義づけ⁽⁸⁾に始まり、予防とは何か、リハビリテーションとは何か、機会均等とは何か、どのような基本概念の解明に発展する。

Dの予防⁽⁹⁾においては、早期発見が強調され栄養改善、プライマリー・ヘルス・ケアの徹底から、戦争の防止に至るまで、障害者の福祉は、障害状況を未然に防ぎ、障害の程度を軽減して、時には障害が永続的になることを避けさせる予防策なくしては、障害者福祉をどれだけ進めようと空しい試みに終るということを強調する。

Eのリハビリテーションにおいては、早期発見、医療ケア、治療から手をつけ、それを貫徹させるべく移動サービスや補装具のサービスを提供し、専門化された教育をほどこし、更に労働の意志のある人に、あらゆる形の就労を保障していく。更にそれらは、フォローアップに展開するという“一連のリハビリテーションプロセスが一貫性をもって地域の中で、家族とともにある生活をこわさずに行なわれていくべきだ”という原則が述べられている。

Fの機会均等においては、教育、労働、地域生活、すべての面で障害者の機会が、普通の人と対等に開かれていなければならないことを力説している。

Gの国連組織に採用された概念においては国連が、今までいくつもの障害者に関する宣言や、各国連組織内での障害者の問題を認識し、それをプログラムの上ののせてきたこと、そして、難民の問題の中にも、難民障害者に対する物理的障壁や偏見等の問題が反映していることを述べて、国連が過去においても、相当程度の関心を障害者問題にはかってきたことを組織的に述べている。

以上のように第1章は、障害者問題に対する世界の意志を統一し、共通的な申し合わせ事項を文

章化した章であると言っても過言ではない。

第2章は、障害者問題の現状である。Aにおいては、世界の障害者の全般的状況が述べられているが、国連としてはその中で、とりわけ発展途上国における障害者が深刻な障壁にぶつかっていることを力説しており、また全般的状況の中で、いかにも国連らしく、特別グループの障害者に対しての関心を喚起している。特別なグループとは、障害者の中でもとりわけ、①障害をもった婦人、②障害をもった子供、③障害をもった高齢者、④拷問にかけられた政治犯や捕虜など人為的処置の被害によって発生させられた障害者、強盗・暴力等による“被害者としての障害者”も、特別グループとしておさえ、さらに⑤障害者を多くかかえる状況下にある難民、⑥障害発生に直面することの多い外国労働者も、特別グループとして格別の関心を払っている。

Bは予防、Cはリハビリテーション、Dは機会の均等化として、教育、雇用、社会福祉状況における障害者の機会の均等化について述べている。

Fは障害と新国際経済秩序という項目であり、先進国と開発途上国の格差を減らしていく努力の中で障害者問題も解決していくべきだという開発途上国側の意図を反映した内容が述べられている。世界は、第三期国連開発10年計画に突入している。開発途上国で最も苦境に直面している障害者の福祉を達成せしめることは、国際開発計画に障害者福祉をとり入れ、障害者の参加を求めて問題解決を計るべきであるという方針を物語っている。

かように第2章は、国連の世界行動計画の具体的な行動方針の前提となる政治的判断の多い部分であり、国連レベルにおける障害者白書に近い展開であるといえることができる。

第3章は、障害者に関する世界行動計画実施のための行動提案である。ここが行動計画の本体の

部分にあたる。

内容は行動提案であるために、きわめて具体的である。第3章は、A序、B国家レベルの行動、C国際活動、D調査研究、E監視と評価から構成されている。

Aの序においては、開発途上国の障害者への関心と政策決定への障害者団体の積極性の必要性が強調される。

Bの国家レベルの行動の提案においては、障害者自身の政策決定過程への参加が重要視されてBの第1項目としてとり上げられ、次いで予防、一貫した専門性の高いリハビリテーションの実施というように展開する。Bの4における機会の均等化は、様々な角度からのアプローチで達成されていかなければならず、それらの視角はa. 法律における機会の均等化、b. 物理的環境を通しての機会の均等化、c. 経済生活の均等化のために所得保障と社会的サービスの保障を行なうこと、d. 十分な教育による最大限の自己開発の機会の保障、である。

ここで注目されるべきは、国連が障害者教育の基本原則を述べたことである。それらは、①サービスの個別化、②サービスを地元で受けさせること、③教育は年齢や障害の程度にかかわらずすべての人に提供され、障害者の特別なニーズに基づいて様々なタイプの教育サービスの中から選択的に進路を決めることができるようにすること、さらには、④教育において、大学教育までが保障され、あらゆる可能性に対して訓練が行なわなければならないこと、とされているのは興味深い。

eの雇用においては、都市志向の職業のみならず、農村地帯における障害者の働く権利をも守ることが強調されている。また、障害者の雇用は、一般労働市場への統合のみならず、重度の人達に対する雇用施策の工夫を行うこととして、割当雇用制

度、職種指定、雇用をする事業主に対する補助金の貸付又は提供、そして優先的な製造権を障害者を雇用する事業所に与えること、税制上の特典、重度障害者を雇う事業所に対する技術的或いは財政的援助、そして作業のために必要な補装具の開発などを例示している。一方障害者のためのサービスは職能評価、職業指導、職業訓練そして職業紹介、フォローアップを含み、またワークショップでの訓練を含んで一貫して行なわれるべきことが提示されている。

fではリクリエーションの必要性さらには障害者が一般社会の文化から離れないで社会生活をできるように、心の内側の充足感を満たしめる宗教についても触れ、そしてスポーツの振興への具体的な政策提案もされている。機会均等の端的な現れは自立生活を障害者に可能にさせる政策の展開であるとみている。

社会全体の課題としてはコミュニティレベルの障害者受容運動の必要性を説く。職員の養成の問題が提示され、最終的には障害者の福祉は大衆の参加をまきこんで初めて完成されるものであるので、情報及び大衆の教育というものの緊急性を指摘している訳である。国連のねらいとする障害者問題は世界的な単位で障害者問題を解決することで、これは専門職教育、情報交換、調査研究にも及ぶものであることを述べている。

第4章 行動計画をめぐる国際世論と

総会で示されたわが国の態度

1. 障害児教育に関する国連の方針

国際行動計画は、IのF、機会の均等における22項において、「障害児には、可能な限り一般学校システムの中で教育を行なうべきは政府の任務」と述べている。これは、国連の理念が養護学校別立ての障害児教育でなく、最終的に

は一般学校システムの中に組み入れるべきだという理念を示しているものとして注目される。

I-Fの国連組織に採用された概念という項目の中の35項では、「家族および地域の資源を強化して、障害児を自然な環境の中で援助していく方針」が唱われ、ノーマライゼーションの教育の基礎は、家庭であり地域社会であるということを示している。

Ⅱ章の現状の中で教育にふれたものは、3ヶ所ある。61項では「学校の門戸開放」が唱われ64項では一般学校の「10%の児童が障害である」という一般校での障害児存在の普遍性の指摘が行なわれている。68項においては「多くの障害児は普通の学校に参加しようが、他の障害児は極めて濃度の高いプログラムを必要としている」と述べ、多くの障害児は一般の学校を利用しようが特別なニーズをもつ重度障害児には、障害児だけの学校が用意され、その面で特殊教育の進歩があったということがあらためて書かれている。そのあたりに養護学校路線の存在を主張する日本の発言が、反映しているものと見ることが出来る。

最後のⅢ章は、世界行動計画実施のための具体的な行動提案である。Ⅲ章の4項、機会の均等化においては、120項が義務教育の中に障害児教育が含まれるべきであるという原則が唱われており、121項では、障害児が入学を希望する際には入試手続に幅広い柔軟性が考慮されるべきことを指摘している。122項においては、障害児教育の実施原則の指摘があり、それらは(a)個別化、(b)教育における地元主義、(c)統合化、(d)教育モデルの選択性である。

125項においては、普通の家庭環境の役割を強化し、障害児であるからといって普通の家庭環境を否定して、施設に送るといったことは

ないというノーマライゼーションの哲学が流れている。

以上、国連の行動計画の中に表われた思想の底流にはあくまで各所でノーマライゼーションの姿勢が確認される。その上での具体的指針は第1に、障害児の療育において、家庭の機能を破壊しないこと、第2に普通の学校をできるだけ利用すること、第3に重い障害児に対しては、特別な配慮を手厚く行なう必要があること、第4に福祉や教育も、保健との関係を切ってはいけないということ、そして第5には、障害児教育の原則すなわち個別化、サービスの地元主義、サービスの統合性そして障害児の特性や家族のニーズによる障害児教育のあり方の選択性の4原理が採用されていることである。

2. 障害者雇用に関する国連の方針

世界行動計画の中で障害者雇用に関する姿勢が明らかにされている部分は数ヶ所に及んだ。先ず第Ⅰ章リハビリテーションの中の16項では、障害者に出来ない面ではなく、能力を重視することがリハビリテーションの基本原則であることにふれ、障害児に普通の発達と成長のプロセスをとげしめること。また成人障害者も労働、その他の活動で能力を発揮させることが本道であるとして、雇用をリハビリテーション・プロセスの重要な段階として位置づけている。

第Ⅱ章2「雇用」の節では、69項の中で障害者の雇用上の問題は「不景気になって失業率が高まる時、最初に解雇されて雇用は最後になるのが普通」だと述べ、雇用問題の解決に向けて様々の対策を用意する必要があることを指摘している。一般雇用に対する方策にふれた第129項においては、①割当雇用制度、②職種指定、③協同組合に対する貸付又は補助金、④独占契約又は優先製造権の付与、⑤障害者を雇用する

企業に対する税制上の特典又は技術的、財政的援助、⑥障害者への作業補助具の開発など対策例示を行なっている。これら一般雇用助成対策の他、第69項では特別の配慮を要する障害者の就労援助施策を①保護生産ワークショップ、②一般事業所内障害者集団雇用である保護エンクレーブ、とし、さらには第132項で③在宅就労、④自営業、を付加している。

国連の関心にある障害者問題は、先進国にいる障害者よりも開発途上国の農村などに多く存在する障害者問題である。そこで第70項では、開発途上国の障害者が大家族制度の中にもれている時は、周囲から援助や仕事が与えられるが、一度「大家族制度が崩壊すると、障害者の就労状況は非常に厳しくなり、失業が強いられ、その結果やむなく依存の生活におち入るか物乞いすらして歩かなければならなくなる」と述べ近代産業構造の変化に伴う家族形態の変動に更に連動する雇用施策の開発途上国での急務を指摘している。

障害者の雇用サービスについては、132項が、職能評価→指導カウンセリング→職業訓練（リクリエーション訓練を含む）→職業紹介→フォローアップが連続的に行なわれ、その上で以上述べたような一般雇用上の特別援助プログラムを利用すべきだと述べている。

第133項は、法律や規則が障害者の雇用の障壁となっていることがあれば、これを改めて「中央政府、国及び地方公共団体が障害者の公的部門での雇用を促進すべきである」とも指摘している。

以上のように世界行動計画の雇用の面は、1983年6月のILO総会で改正されるILOの勧告第99号の新しい強調点と符号を合わせていることを理解される。

それらは、①雇用における政府、雇用主、労働者団体の協力体制を示したこと（第131項）、②中央政府及び地方公共団体の行政レベルでの障害者雇用責任の促進を打ち出したこと（第133項）、③開発途上国の農村地帯の障害者雇用の政策展開をとりあげたこと（第128項）などである。

世界行動計画は、障害者政策のすべての分野を包括的に網羅しているので、以上、教育や雇用の領域の中で、予防、医療、地域ケアなどの共通課題がとりあげられていることが特長である。

3. わが国政府の世界行動計画に対する国連総会での意見表明

わが国政府は、以上述べて来たような世界行動計画に基本的に賛成し、国際障害者年のフォローアップに全面的に協力をしていることは、政府が、1980年と1981年共に10万ドルづつの任意拠出を「国際障害者年の信託基金」に対して行って来た事実によっても明らかである。

しかし日本政府の問題は1982年12月に採択された世界行動計画草案に対して幾多の修正提案をしたにもかかわらずそれらが最終草案のレベルで採用にならなかった点である。

第37回総会では行動計画に大綱で賛成しつつも、日本政府はどうしても納得し得えなかった点に、総会での本件に対する一般演説の中で、更にコメントを加えている。⁽¹⁰⁾

再度注意を喚起した点は、行動計画が一般学校解放路線を全面に押し出し、日本での実践のような障害児特殊教育政策モデルには少しの配慮しか加えなかった行動計画の「教育政策」に関する問題の指摘であった。

日本政府は、第I章、Fの22. 障害児教育の

原則にかかわる文筋の中で、「可能な限り（障害児）教育は一般学校のシステムの中で…中略…行なうようにすることは各国政府の責務である……。」という文筋にコメントをつけている。即ち、その主旨には賛成であるが、「日本政府の心身障害児教育の目的は、各々の児童の発達を可能にせしめて、その結果、最大限度の社会参加を可能にさせることである。

障害児の特別なニーズは充足されるべきである故に、一般学校の中での特別学級や重度障害児のための特別の学校（養護学校）も含むべきである。日本政府は障害児に対してのかかる教育政策を採用し、かかる思想の線上での付加的教育施策を進めているのである」と述べ、ストレートな一般学校解放路線はわが国の現状になじまないという立場を明らかにしている。

次の問題点として指摘されていたことは、「機会の均等化」をめぐる物理的環境の114項にふれ、この頃が物理的環境を構成する公共建築物、公共施設、公共輸送機関といった公共性の高いものの中に、個人の住宅のことまで同格の扱いで表現したことに対する不満を表明し、114項の表現を次のように書き改めることを提案した。即ち、「加盟各国は障害者に利用可能なすべての新しい公共建築物と施設、及び公共交通機関を保障するための政策を採用することを奨励し、また障害者のための公共住宅を提供することをも促進すべきである。また、かかる住宅の構造及び補助具その他の面を設計する場合には、障害の種類や程度への配慮がなされるべきである」と。

たしかに物理的環境要素の分類に筋を通そうとした修正だったと言える。しかしこうした具

体的な提言は事後のコメントでは後の祭りであった。日本は障害者福祉の結果の評価はどうあれ、他の先進諸国に必ずしも見劣りのしない程度の努力をしている実際を認識し、国際障害者年諮問委員会のような国連プロジェクトがある時には日本が正式メンバーとして参加できるよう代表権を、外交上の努力で獲得して、日本がしかるべき時に世界に貢献しうる道を開いておいてほしいものである。そのためには、国連外交が各省間の調整に終らず、各種民間専門機関や専門家の中に普段に根を張ったコーディネーションのチャンネルとしての機能を拡大されるよう願わずには居られない。

第5章 国連「障害者の十年」の決議

国際行動計画の実施のテコ入れを具体化する総会決議⁽¹⁾もまた第37回国連総会で採決された。ここでとりあげたい決議（A/37/632-22 Nov.1982）の正式訳は未だ、外務省でも行われてはいないので、とりあえず筆者による非公式の訳から要点をのべてみることにする。

- 1) 世界行動計画が、世界に広く認知され早期実現されるよう、事務総長が世界に引き続き呼びかけを行なうことを要請する。
- 2) 加盟各国は、障害者の平等とリハビリテーションを達成するための計画を発展させ、そのために、世界行動計画を早期に実行に移すよう要請する。
- 3) 国連機構内のすべての機関に、現存資源の再配分や機関内コーディネーションを通して世界行動計画の具体化を計るよう要請する。
- 4) 支持的サービスを活用するための各機関の調整を図る特設委員会を設置するよう、事務総長に要請する。

- 5) 国連社会開発人道センターが、国際障害者年のフォローアップと世界行動計画の実現に、とりかかっているような手段(資金)を、事務総長が調達するよう奨励する。
- 6) 各国が、国レベルの行動計画を策定するよう、事務総長が引き続き各国に助言することを要請する。
- 7) 国連の諸計画が、障害者自身の組織の活動に対して、引き続き優先順位を与えるよう事務総長に更に要請する。
- 8) 障害者の雇用機会を改善するような新しい雇用政策を講じるよう国連に関するすべての機関に再び奨励する。
- 9) 国際障害者年の信託基金に任意拠出するよう各国政府の可能性を確かめ、各国の世界行動計画の活用状況を調査して、第38回国連総会に報告するよう事務総長に要請する。
- 10) 各国政府及び国連開発基金(UNDP)、その他、開発途上国の援助にあたる機関は、障害者に関する国家の政策作りに当って援助を求める開発途上国に援助を与えるよう要請する。
- 11) 1983年から1992年の10年を「国連障害者の10年」と宣言し、国連加盟国は、この期間を、世界行動計画実現の機会として活用させるよう奨励する。
- 12) 「障害者の日」を宣言するよう各国政府に奨励する。
- 13) 障害者の平等と参加の増大のため、リハビリテーションと予防分野の国際機関と助成団体は、障害者の人的資源開発計画に最高の優先順位を与えるよう奨励する。
- 14) 国際若者年に関する諸会議等の計画において障害者のニーズを配慮するよう国連機構内諸機関に要請する。
- 15) 国際障害者年の経験をふまえ、世界保健機構

(WHO)が、impairment(損傷)、disability(機能不全)、及びhandicap(不利)の定義を、障害者諸機関とも相談の上、見直すよう要請する。

- 16) 1987年に、障害者自身を多数含んだ専門家会議を、催すかどうかの可能性を予備的に調査し、第42回総会において世界行動計画がどれだけ実現されたかの評価の報告を、事務総長が行なうよう要請する。
- 17) 第37回総会に世界行動計画の実現状況を報告するよう総長に要請する。

以上の様な内容の決議案が第37回総会における議題89「障害者に関する世界行動計画」の議事過程に出され、本案件は全会一致で可決された訳である。これら17項目の中でも1983年から1992年までが「国連障害者の10年」とされたことや「障害者の日」を設けること、1987年に障害者自身を多数含んだ専門家会議を催す可能性を検討する等、幾多の行事的提案もあった。一方、WHOに国際障害者年の経験をふまえて障害の定義の再検討をせまり、国連社会開発人道センターを通して、国際障害者年や世界行動計画のフォローアップを具体的にせしめる資金調達をせまるなど、積極的な行動が決議された点は、今後の国際障害者年の成果の定着化への国連の積極姿勢を示すものとして、注目することができる。

第5章 わが国の国内行動計画の動きと課題

1. 行政の対応

わが国における国のレベルでは中央心身障害者対策協議会が1982年1月、向う10年間の方向と目標を示すものとして「国内長期行動計画のあり方」を公にした。これを指針として、政府は国際障害者年推進本部に各省の力を結集し、

1982年3月に「今後における障害者福祉を進めるための総合的方策」を定めた。一方労働省も、身体障害者雇用審議会の協議の結果を「国際障害者年を契機とする心身障害者雇用対策の今後のあり方について」としてとりまとめ公にしている。

その他、運輸省や文部省関係機関もそれぞれの立場から長期的な政策整備の方針を明らかにしたのである。

地方自治体レベルにおいても、殆どどの自治体が、長期計画を策定した。民間の100に余る団体は大同団結の方向で、「国際障害者年日本推進協議会長期行動計画」を策定した。⁽¹²⁾

わが国が中央から末端に至るまで、いかに忠実に国連の呼びかけに応じて地域毎の運動にとりくむ準備をしつつあるかは次頁の「表2」が示す通りである。

2. わが国「障害者の10年」の課題

わが国のポスト国際障害者年に残された課題⁽¹³⁾はあまりにも多いが、以下重点的に述べてみることにしよう。

第1は、段階的な行動計画の実施の義務である。わが国では、国、地方公共団体、民間あげてそれぞれに行動計画を策定してきたがこれらの課題は、相当盛り沢山であり、その実現は計画的段階的な取組みでない限り実現されないであろう。たとえ、担当者が変わろうと、経済状況が変わろうと、福祉の領域の中で、最も手厚い配慮を必要とする人々の問題は、絶対に後退されてはいけないものである。

行動計画を策定した機関自らが、その実施責任をとることはもとより、市民の側も公表された施策の実現に向かって可能な参加と協力をしつつ、公的責任に厳しい監視の目をむけて行かなければなるまい。

第2は、世界行動計画の中で、最も強調された障害者自身の政策決定過程への参加の問題である。

障害者自身の権利と共に、主体性と責任性がこれほど問われた年は、長い障害者福祉の歴史の中でもこれが始めてである。

国際障害者年を契機に芽生えた障害者インターナショナルが、いかなる成長をとげていくか、引き続き見守っていくことが必要である。

第3は、開発途上国援助の責務である。わが国障害者年の問題は、余りにも強い国内問題改善指向に貫かれ、アジアや世界の問題にどう対応するかの方針に具体性を欠いていた。自国の繁栄と身内の問題の軽減・解決をもって満足するのではなく、発展途上国の問題に目を向け政府が基金に提供した10万ドルを免罰符に終らせず、援助技術の交流、指導者養成、情報交換など人的にも技術的にも国際社会に還元していく責任が益々増大するであろうことを、自覚せねばなるまい。

第4は、障害者福祉運動を持続させていく努力である。わが国の国際障害者年は国際社会の世論に連動して急激に動き始め、国連や世界の力をテコとして、極めて模範的な行動を起こしたのではあったが、今後に残された課題を自らの主体性でどれだけ解決していくかはきわめて疑問である。世界の世論のインパクトを受けて始まった国際障害者年の活動を、ただ一時の高まった関心として忘れ去ることなく、運動を長期化させねばならない。そのためには、定期的にセミナーを開いたり、社会教育を長期的に計画して運動を継続させていくこともさることながら、障害者福祉の仕事を日本社会の中に確実に定着させていく道として、障害者自身の一層の啓発と、その自立を支援する専門職者を障害

表2 国際障害者の長期行動推進体制の整備状況

1982年12月現在

レベル	推進本部等名称	障害者対策長期計画名	策定年月日	備考
国	中央心身障害者対策協議会	国内長期行動計画のあり方	57. 1	総理府
	国際障害者年推進本部	障害者対策に関する長期計画	57. 3	"
	国際障害者年推進本部	国際障害者年の記録	57. 3	"
	身体障害者福祉審議会	今後における身体障害者福祉を進めるための総合的方策	57. 3	厚生省
	脳性マヒ者等全身性障害者問題研究会	脳性マヒ者等全身性障害者問題に関する報告書	57. 4	"
	障害者の生活保障問題検討委員会	報告書	57. 4	"
	身体障害者雇用審議会	国際障害者年を契機とする心身障害者雇用対策の今後の在り方について	57. 2	労働省
	重度障害者特別雇用対策研究会	重度障害者特別雇用研究会報告書	57. 1	"
	運輸省	公共機関利用ガイドマップ肢体障害者	57. 3	運輸大臣官房
	運輸省	公共機関利用ガイドマップ視覚障害者	57. 3	"
	国立国会図書館	心身障害者関係文献目録 1945～1981	57. 3	国立国会図書館
	国立国会図書館	点字図書・録音図書全国総目録	57. 3	"

レベル	自治体名	推進本部等名称	障害者対策長期計画名	策定年月日	備考
都道府県名	北海道	北海道障害者対策推進連絡会議	障害者に関する北海道行動計画	57. 1. 18	
	青森		障害者対策に関する青森県長期行動計画	57. 5.	
	岩手	岩手県障害者対策推進会議	岩手県障害者福祉行動計画	57. 6. 4	
	宮城	宮城県心身障害者対策協議会	宮城県障害者福祉長期計画	57. 3. 25	
	秋田	秋田県障害者対策推進連絡会	秋田県障害者対策長期行動計画	57. 3. 3	
	山形	山形県国際障害者年推進連絡会議	障害者に関する山形県長期計画	57. 11. (予定)	
	福島	福島県障害者対策推進会議	福島県国際障害者年長期行動計画	57. 4. 19	
	茨城	国際障害者年茨城県推進本部	国際障害者年茨城県行動計画	56. 6. 26	
栃木	国際障害者年栃木県推進協議会	障害者対策長期行動計画 (仮称)	58. 2 (予定)		

(次頁につづく)

自治体名	推進本部等名称	障害者対策長期計画名	策定年月日	備考
群馬	群馬県国際障害者年推進連絡会議	群馬県長期行動計画(仮称)	57.10末 (予定)	
埼玉	埼玉県生活福祉部	国際障害者年埼玉県長期行動計画のあり方	57.3	
千葉	千葉県障害者対策推進会議	千葉県障害者対策長期推進計画	57.6.24	
東京	東京都障害者対策推進本部	国際障害者年東京都行動計画	57.3.30	
神奈川	神奈川県総合福祉政策委員会	障害者福祉長期行動計画	58.12 (予定)	
新潟	新潟県心身障害者対策協議会	障害者に関する新潟県長期行動計画	57.3.29	
富山	富山県国際障害者年推進本部	富山県障害者福祉計画	57.3	
石川	石川県心身障害者対策協議会	石川県障害者対策長期計画のあり方	57.3	
福井	福井県心身障害者対策協議会	福井県における障害者福祉の	56.12	
山梨	山梨県障害者対策推進本部	障害者対策山梨県長期行動計画	57.9.21	
長野	長野県障害者対策推進本部	障害者対策に関する長期行動計画	57.5.10	
岐阜		障害者施策に関する長期計画	57.3.23	
静岡	静岡県国際障害者年推進本部	障害者福祉計画	57.3	
愛知	愛知県障害者福祉推進会議	第5次愛知県地方計画	57.33	
三重	三重県心身障害者対策協議会	障害者対策の現状と今後の方向	57.33	
滋賀	滋賀県障害者対策推進本部	滋賀県障害者対策長期構想	57.10末 (予定)	
京都	京都府障害者対策推進本部	京都府国際障害者年長期事業計画	57.5.27	
大阪	大阪府長期計画検討委員会	ともに生きる社会(障害者対策に関する大阪府長期計画)	58.2 (予定)	
兵庫		兵庫県国際障害者年長期行動計画	57.4.30	
奈良	障害者対策長期計画推進連絡会議	障害者対策に関する長期計画	57.10 (予定)	
和歌山	和歌山県障害者対策推進本部	障害者にかかる和歌山県長期行動計画	57.5	
鳥取	鳥取県障害者福祉対策推進連絡会議	鳥取県障害者福祉対策に関する長期計画	57.中 (予定)	
島根		障害者に関する長期計画	57.12 (予定)	
岡山	岡山県障害者対策推進本部	岡山県新総合福祉計画	56.4.1	

(次頁につづく)

レベル	自治体名	推進本部等名称	障害者対策長期計画名	策定年月日	備考
都道府県名	広島	広島県障害者対策推進本部	障害者に関する広島県長期行動計画	57.5.15	
	山口	山口県心身障害者対策協議会	山口県障害者福祉長期計画	57.7.12	
	徳島	徳島県国際障害者年推進本部	徳島県心身障害者対策基本構想	57.3.30	
	香川	検討中	障害者福祉に関する香川県行動計画(仮称)	57.12 (予定)	
	愛媛	検討中	愛媛県心身障害者福祉対策長期計画	57.3.31	
	高知	高知県障害者対策推進本部	障害者対策に関する長期計画	57.8.12	
	福岡	福岡県国際障害者年推進県民懇話会	福岡県国際障害者年長期行動計画	57.11 (予定)	
	佐賀	佐賀県障害者対策協議会	佐賀県国際障害者年長期行動計画	57.3.31	
	長崎	長崎県障害者対策推進本部	障害者福祉に関する長期行動計画	57.12 (予定)	
	熊本		障害者福祉長期計画	56.6.5	
大分	大分県障害者対策推進会議	障害者対策に関する大分県長期行動計画	57.4		
宮崎		宮崎県障害者施策の長期計画	57.3.29		
鹿児島	鹿児島県障害者対策推進本部	鹿児島県障害者対策長期行動計画	57.7		
沖縄					
市区町村名	札幌市	心身障害者対策専門委員	新札幌市長期総合計画及び第2次5ヶ年計画(仮称)	55.	
	川崎市		川崎市障害者福祉基本構想	56.12.8	
	横浜市		よこはま21世紀プラン	56.12.	
	名古屋市	名古屋市国際障害者年推進会議	名古屋国際障害者年長期計画	57.3.19	
	京都市	京都市国際障害者年推進会議	国際障害者年京都市行動計画(仮称)	57.3	
	大阪市		障害者対策の大阪市長期計画(仮称)	57.年度中	
	神戸市		新こうべの市民福祉計画(仮称)	57年	
	広島市		心身障害者福祉計画	57.年度中	
	福岡市	福岡市中心身障害者対策協議会	福岡市障害者福祉長期行動計画	57.4.2	

(次頁につづく)

レベル	自治体名	推進本部等名称	障害者対策長期計画名	策定年月日	備考
市 区 町 村 名	北九州市	北九州市国際障害者年を推める会	北九州市国際障害者年長期行動計画の在り方	57. 6	
	長野市	長野市福祉部	完全参加と平等をめざして (国際障害者年長期行動計画)	56. 12	
	京都市	京都市国際障害者年推進会議	国際障害者年京都市行動計画について	57. 3	
	新潟市	新潟市福祉部障害福祉課	国際障害者年新潟市行動計画	57. 6	
	国立市	国立市役所福祉部	わたしたちの行動計画	57. 3. 20	
	東久留米市	東久留米市福祉部厚生課	国際障害者年東久留米市行動計画	57. 8	
	足立区	足立区福祉部障害福祉課	国際障害者年足立区行動計画	57. 7	
	大田区	国際障害者年大田区推進本部	国際障害者年大田区行動計画	57. 7	
	練馬区	国際障害者年練馬区推進本部	国際障害者年資料集 — ともに生きる社会をめざして —	57. 3	
	世田谷区	世田谷区福祉部福祉課	福祉総合計画立案プロジェクトチーム報告 第一部・第二部	57. 6	
中野区	中野区障害者年福祉協議会	障害者の福祉に関し、中野区が今後概ね10年間におこなうべき具体的な施策について(中間答申)	57. 10. 7		
杉並区	杉並区地域福祉協議会	杉並区における障害福祉施策の長期的・総合的あり方について	57. 3		
民間団体名	民間総合	国際障害者年日本推進協議会	国際障害者年長期行動計画	56. 11	
	専門別・地域別	日本建築士会連合会	身体障害者の利用を配慮した建築設計基準	57. 3	
		国際障害者年宮城推進協議会	国際障害者年長期行動計画	57. 3	宮城県
		国際障害者年推進大阪連絡会	大阪における10カ年行動計画(第2次案)	57. 3	大阪府
		京都府地方社会福祉協議会	京都府における障害者福祉のあり方について	57. 3	京都府
		ともしび運動をすすめる県民会議	障害福祉長期行動計画基本構想(案)への意見	57.	神奈川県
		国際障害者年横浜市民行動計画	国際障害者年横浜市民行動計画(社協が中心)	57年度中	

注 本表は、国際障害者年日本推進協議会等の資料を基にした筆者のまとめである。

者自身のワーカーも含めてより広範に育て、人づくりを通して国際障害者年運動の定着化を、より確実なものにせねばなるまい。

第5は、調査、研究の課題である。低成長時代を迎えたわが国の福祉がこれからも低成長時代に耐えることのできる説得力のある実践を行なうことが要求されて来る。実践は、ヒューマンなものであると共に理性的に国民全般を説得しうるような論拠を持つことが必要とされよう。より有効な日本の障害者福祉の施策と実践の提案に資するリハビリテーション研究の発展は国の内外で求められている。

第6は、障害者政策に原則をもって進むことである。世界行動計画が示しているように、教育のみならず、障害者政策は、次の4点をふまえる必要のあることを銘記すべきであろう。

a)は個別化の原則である。障害者福祉は、一般的給付のみならず、医学的、心理的、物理的な一人ひとりの異なるニーズにそう工夫を開発しながら、徹底的に行なわれること。

b)は地元主義。その人の生きる地元での公私のサービスの組織化が必要である。そして、普通の家族形態や、あたりまえの人間関係を維持しながら、障害者が、一般社会の中で生きていけるように援助することである。今日、重度障害者の自立生活が概念として伝播されつつあるが、それを自立生活が生活実態として実現されるような生活訓練の方法を日本の生活様式の中で編み出す福祉実践の努力を通じて、障害者生活の地元での実現に向かわねばなるまい。

c)は統合化である。わが国の援助網は、余りにも小さな援助が、ばらばらに存在していて系統性がなく、援助を受けたい人達も、この多元的な、そしてまた複雑な援助の乱立の中で、とまどってしまっている。情報が、統合的に、障

害者に伝達されるとともに、障害者の背後に立つワーカーが統合的に、小さな援助を網羅して熟知し、それを有効に一人ひとりのニーズに合わせて組み立てて提供できるよう、資源やサービスの統合化には、ますます関心が払われねばなるまい。

また、行政レベル⁽¹⁴⁾においても、重複する援助は整理統合した援助網とするよう目下計画化を進めている自治体も多いことを「表2」の中に知るが、これらは長期行動計画の内容として充実されたい課題である。

d)は援助の選択性である。わが国の障害児教育でも、一般学校解放の統合教育か、養護学校での特殊教育かとか、重度障害者の生活の安全は施設か在宅サービスか、といった極端な二者選一しか存在しなかった。だが普通施策には各々メリット・ディメリットが表裏一体となっているので、多くの障害者市民のニーズを考えると、あれかこれかの議論で残った一つの施設ですべてのニーズがみたされるとは限らない。それよりはむしろ、各々の施策やサービス内容の質を人的にも、物的にも向上させていって、利用者が各々のニーズに合わせて選択的に活用できるようにせねばなるまいと考える。

おわりに

国際連合が世界行動計画を起草した時点から、その成り行きに関心を寄せて来た筆者は、1982年末、米国国内事情の調査もさることながら、国連第37回総会のフォローアップをするために、ニューヨークに赴き、国連本部及び日本政府代表部から貴重な情報を得、それらを素材に加えてこの論文を完成させようとしている。

また国際障害者年を通じてわが国に欠けていた、開発途上国協力志向の盲点を、顧りみさせて

くれるかのように、1983年4月には、マレーシアのクアラルンプールにて、第4回アジア太平洋地域リハビリテーション会議が開催されることになった。日本代表として本会議に派遣された筆者は与えられた機会の中に、ポスト障害者年のアジア開発途上国の10年の方向づけとわが国の役割を感得させられた。

1983年に始る国際連合「障害者の10年」と共なる、次のステップのスタートラインとして本稿に世界行動計画の歩みをまとめ、将来を展望させていただいた次第である。

参考文献

- (1) 小島蓉子「国際障害者福祉」誠信書房、1982年
- (2) United Nations General Assembly, World Programme of Action of Concerning Disabled Persons. A/37/632. 22 Nov. 1982 (English)
- (3) United Nations, Draft World Programme of Action Concerning Disabled Persons A/37/351/Add, 1, (English)
邦語訳「障害者に関する世界行動計画」国際障害者年日本推進協議会、1982、12.
- (4) United Nations. The United Nations Trust Fund for the International Year of Disabled Persons. V. 81-32086-Nov. 1981.
- (5) United Nations General Assembly, International Year of Disabled Persons, Report of the Secretary-General, Addendum. A/36/471/add. 1, 7, Oct. 1981. (English)
- (6) 第4回国際障害者年諮問委員会資料
- (7) 国際連合・海外協力委員会「障害者に関する世界行動計画」(草案)への日本政府の修正意見『IYDP情報』No. 24 国際障害者年日本推進協議会、1982年8月
- (8) World Health Organization, International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps. Geneva, 1980
- (9) "Childhood disability: its prevention and rehabilitation" report of Rehabilitation International for the Executive Board of UNICEF (E/ICEF/L. 1410, 26, March 1980)
- (10) Statement on Item 89 by Ms. Rinko Yamazaki 25, October, 1982 (Typed copy)
- (11) (2)の文献に同じ。但し引用カ所はDraft Resolution II, P 9~12.
- (12) 国際障害者年日本推進協議会『国際障害者年長期行動計画』1981年11月
- (13) 小島蓉子「ポスト国際障害者年の国際社会情勢と社会的な基本課題」『リハビリテーション研究』No. 39. 日本障害者リハビリテーション協会、1982年3月
- (14) 丸山一郎「'83 ポスト国際障害者年2年目を迎えて」『月刊福祉』1983年1月号